

議案第 29 号

**東近江市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について**

東近江市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

東近江市子ども医療費助成条例（平成21年東近江市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（子どものうち12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、入院療養に係るものに限る。）」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

第5条第1項中「（子どものうち12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る助成を受けようとする者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成から適用し、同日前に受けた医療に係るものについては、なお従前の例による。